

## 議会役職任期意見

令和7年10月30日

東員町議会議長

南部 豊 様

東員町議会議員

三宅耕三 議員

議会役職任期（議長・副議長・監査委員）

従来通りの1年任期

**来年度（R8年）から2年任期**

改選時（R10年）から2年任期

### 選択理由

現在、東員町議会では、条例により委員会の任期が2年と定められているにもかかわらず、正副議長の任期が1年とされているため、任期途中で委員会構成を変更せざるを得ない状況となっている。このことは、明らかに条例の趣旨に反するものであり、法令順守の観点からも看過できない問題である。また、議長という重責を担う立場でありながら、任期が1年で交代を余儀なくされることにより、経験を十分に活かすことができず、議会運営の継続性や安定性を損なう要因となっている。これは、議会の活性化を妨げるばかりか、町民の負託に応える責任ある議会としての信頼を損なう結果にもつながりかねない。さらに、対外的な面においても問題は顕著である。県内の他町の状況を見ますと、三重県町議会議長会に加盟する15町のうち、正副議長の任期を1年としているのは東員町のみであり、このため県議長会の責任役員としての選出対象外となっている。結果として、三重県において協議される重要案件や、市町村からの提案・要望事項に関する協議会にも関与できず、町民の声を県政に反映させる機会を自ら失っている現状にある。これは、東員町議会のみならず、主権者である町民の利益を損なう極めて重大な問題である。また、今年10月に行った4自治体への視察の際、「議長任期が1年である」と発言したところ、いずれの議会からも驚きとどよめきが起こった。それほど現在では「議長任期1年」という制度が常識から外れていることを、改めて痛感した。正直なところ、町を代表する議会として恥ずかしい状況であるといわざるを得ない。私たち議員は、町民の代表として議席をお預かりしており、私的な都合や慣例による判断ではなく、常に町民の利益を第一に考えた議会運営を行う責務がある。この観点からも、正副議長の任期を現行の1年から2年に改めることは、議会の正常な機能を取り戻し、町民の信頼に応えるために必要不可欠な改革である。以上の理由により、東員町議会においては、来年度から正副議長の任期を2年とする制度の実施を強く求める。